

わっさむ町食と観光情報案内所設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、和寒町の恵まれた食資源、特産品などの紹介・販売や観光情報などを町民や来町観光客へ広く紹介し、利用者の利便性の向上やさらなる交流の拡大を図ることを目的として、交流施設ひだまり内にわっさむ町食と観光情報案内所（以下「案内所」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
わっさむ町食と観光情報案内所	交流施設ひだまり内 上川郡和寒町字北町 200 番地

(事業)

第3条 案内所は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 案内所での特産品販売及び観光情報等の案内業務
- (2) 案内所の清掃及び販売品の陳列業務
- (3) 販売代金の取扱（代金徴収、日報記帳）業務
- (4) 販売品の在庫管理と調達等、出品事業者との連絡調整業務
- (5) 観光パンフレット等の配布業務
- (6) 観光施設及び関係機関との連絡調整業務
- (7) 日報の記録業務
- (8) その他案内所の運営に関する業務

(利用料)

第4条 案内所の特産品販売における利用料は、無料とする。

(管理)

第5条 町長は必要に応じて、案内所の管理を委託することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者が備品その他物件を滅失、き損若しくは汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、案内所の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。